

## 日本OTC医薬品協会

# 企業行動憲章の改定にあたって

OTC医薬品企業の使命は、優れたOTC医薬品等を継続的に開発し、安定的に供給することにより、セルフメディケーション産業の健全な発展をはかり、もって人々の健康の維持、増進に貢献することにあります。その為に、生活者の価値観やニーズに真摯に向き合う姿勢と、高い倫理性に基づいた企業行動が求められています。

日本OTC医薬品協会は、1994年に「一般用医薬品プロモーションコード」を制定するとともに、2012年に「OTC薬協企業行動憲章」を制定し、会員企業の倫理高揚と法令遵守の徹底を図ってきました。

一方、国際社会では、企業にも社会の一員として社会的課題の解決に向けて積極的に取り組むよう促しており、2015年には、国連で持続可能な社会の実現に向けた国際統一目標である「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択されました。それを受け、日本では、革新技術を最大限活用して人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会(Society5.0 (注))の実現を通じたSDGsの達成を目指して、2017年11月に日本経済団体連合会の「企業行動憲章」が改定されました。

そこで、今般、日本OTC医薬品協会では、会員各社がOTC医薬品企業の使命を果たすとともに、ESG(環境・社会・ガバナンス)に配慮した事業活動を展開し、社会の持続的発展への寄与と持続可能な社会の実現に貢献することを柱として、本憲章を改定しました。会員各社は、その使命を自覚し、本憲章の精神を尊重し、自主的に実践していくことを宣言します。また、自社のみならず、グループ企業、サプライチェーン等に対しても行動変革を促して社会的責任への取り組みを進めます。

(注) Society5.0 : 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会

# 日本OTC医薬品協会 企業行動憲章

OTC医薬品企業の使命は、優れたOTC医薬品等を継続的に開発し、安定的に供給することにより、セルフメディケーションを推進することである。健康で豊かな社会の発展に広く貢献し、持続可能な社会の実現を牽引していかなければならぬ。

よって、会員各企業は、自社の社会的立場を十分理解し、その企業活動の遂行において、以下の原則に基づき、関連法令およびその他の社会規範を遵守すると共に、高い倫理観をもち、社会的責任を果たさなければならない。

## 1 (持続可能な社会の実現と社会的課題の解決)

社会的に有用かつ安全で高品質なOTC医薬品等を開発・生産し、安定的に供給することを通じて、生活者の満足と信頼を獲得する。同時に、セルフメディケーションを担う企業として、生活者のニーズと真摯に向き合うとともに、持続可能な社会の実現のために社会的課題の解決にも取り組む。

## 2 (科学的かつ厳正な研究開発)

OTC医薬品等に対する研究開発の努力を惜しまず、有効性・安全性などに関する科学的かつ厳正な確認を継続的に行う。

## 3 (適正使用の推進)

OTC医薬品等の特性上、適正使用のための情報管理は企業の責務であることを認識し、その品質・有効性・安全性に関して、的確かつ迅速に情報の収集・分析・評価を行い、その提供・伝達に努める。同時に、OTC医薬品等の適正使用推進に向けて積極的に活動し、支援する。

## 4 (生活者等との信頼関係)

OTC医薬品等の健全な市場形成を目指し、適正なプロモーション活動を推進する。また、生活者および流通・取引関係者等と誠実なコミュニケーションを図り、満足と信頼を獲得する。

## 5 (公正な事業慣行)

公正かつ自由な取引を通じ、OTC医薬品等の適正な取引と流通を行うとともに責任ある調達を行う。その為に、流通・取引関係者はもとより、政治、行政とも健全かつ正常な関係を保つ。

## 6 (情報管理の徹底)

高度IT化に伴い、個人情報や顧客情報の適正な保護に十分配慮し、情報管理に万全な対策を行う。

## 7 (公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的な対話)

企業情報を適時適切かつ公正に開示し、企業を取り巻くステークホルダーとの建設的な対話をを行い、企業価値の向上を図る。

## 8 (環境問題への取り組み)

環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の活動と存続に必須の要件として、自主的に行動する。

## 9 (働き方の改革、職場環境の充実)

従業員の多様性・人格・個性を尊重する働き方を実現し、働きがいのある、健康と安全に配慮した労働環境を実現するとともに、従業員の倫理観の高揚と資質の向上を図る。

## **10** (社会参画と発展への貢献)

「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

## **11** (危機管理の徹底)

市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害、パンデミック等に備え、組織的な危機管理を徹底する。

## **12** (人権の尊重)

すべての人々の人権を尊重する経営を行う。

## **13** (経営トップの役割と本憲章の徹底)

経営者は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、自社およびグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効あるガバナンスを構築する。

本憲章の精神に反し、社会からの信頼を失うような事態が発生したときには、経営者自らが率先して問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努め、その責任を果たし、信頼を回復する。

2021年4月1日 改定